

災害時における協力に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙の運営する施設を甲の指定緊急避難場所として使用することについて、必要な事項を定める。

（指定緊急避難場所）

第2条 乙は、次の各号に掲げる場所を、甲の指定緊急避難場所として使用させる。

(1) ホテルルートイン旭川駅前一条通（別図1参照）

施設名所	ホテルルートイン旭川駅前一条通
所在地	旭川市1条通6丁目39-1
構造	鉄筋コンクリート造
建築年	平成17年
耐震性	あり
使用場所名	1階 ロビー、レストラン
使用床面積	23㎡+111㎡（134㎡）
収容可能人員	67名以上

(2) ホテルルートイングラント旭川駅前（別図2参照）

施設名所	ホテルルートイングラント旭川駅前
所在地	旭川市宮下通8丁目1962-1
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	平成28年
耐震性	あり
使用場所名	3階 ロビー、レストラン、会議室
使用床面積	227㎡+233㎡+99㎡（559㎡）
収容可能人員	280人以上

2 甲は、前項に掲げる場所を、指定緊急避難場所として指定するとともに、周知を図る。

（指定緊急避難場所に関する標示）

第3条 乙は、一般に開放された見やすい場所に、次の事項を標示する。

- (1) 指定緊急避難場所であること
- (2) 指定緊急避難場所として使用する場所

（使用の要請）

第4条 甲は、災害時等に指定緊急避難場所として使用するときは、乙に対しその旨を文書により要請する。ただし、急を要する場合は口頭により要請できることとし、後日、改めて要請文書を乙へ送付する。

2 乙は、突発的な災害発生等の緊急な場合は、前項による甲の要請がなくても、乙の判断により避難者等の受け入れなどの協力を行う。

（避難者の誘導）

第5条 乙は、避難者に対し、指定緊急避難場所への安全な誘導に努める。

（指定緊急避難場所としての使用期間）

第6条 甲が指定緊急避難場所として使用する期間は、原則として使用を開始した日から3日以内とする。

2 災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対し、文書によって期間の延長を要請する。

3 甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、指定緊急避難場所としての使用を早期に終えるよう努める。

4 甲は、指定緊急避難場所としての使用を終えるときは、文書により乙へ通知するとともに、使用前の原状に復し、乙の確認を受ける。

(指定緊急避難場所の管理)

第7条 乙は、災害時において指定緊急避難場所として使用できるよう、第2条第1項に規定する場所の補修、清掃その他の必要な維持管理を、乙の責任において行う。

2 災害時の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行う。ただし、第4条第2項による場合は、この限りでない。

3 災害時の指定緊急避難場所の管理運営について、乙は甲に協力する。

(協力の内容)

第8条 乙は、指定緊急避難場所に避難した避難者に対し、業務に支障をきたさない範囲で、次の各号に掲げる協力を行う。

(1) 災害の状況、交通の状況等の情報提供

(2) 飲料水、毛布等の提供

(3) 浴場の開放による入浴の提供

(4) その他、乙が災害時に可能な範囲での協力

(費用負担)

第9条 指定緊急避難場所の使用料は、無償とする。

2 指定緊急避難場所の使用以外の協力に係る費用は、甲と乙の協議の上、決定する。

(変更及び廃止)

第10条 乙は、第2条第1項各号の内容を変更するときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めることができる。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書及び第3条に定める別図を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 3月 31日

甲 旭川市
旭川市長 西川 将



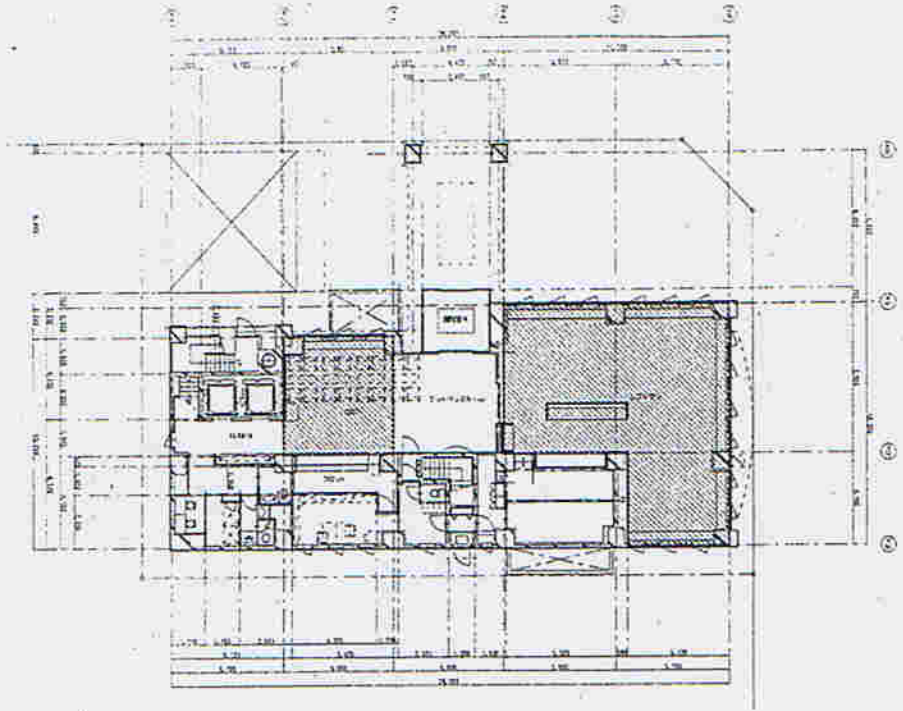
乙 東京都品川区大井1-35-3
ルートインジャパン株式会社
代表取締役社長 永山 泰



1/15

別図1<第3条関係>

ホテルルートイン旭川駅前一条通



別図2<第3条関係>

ホテルルートインランド旭川駅前

